

- 津下(二)8、豊浦町吉永(一)1、豊浦町吉永(二)2、豊浦町吉永(三)3、豊浦町吉永(四)4、豊浦町吉永(五)5、豊浦町吉永(六)6、豊浦町涌田後地(一)1、豊浦町涌田後地(二)2、豊浦町涌田後地(三)3、豊浦町涌田後地(四)4、豊浦町涌田後地(五)5、豊浦町涌田後地(六)6、豊浦町涌田後地(七)7

二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市市民部防災安全課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百四十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十一年山口県告示第四百四十九号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十七年十月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

- 豊北町阿川(一)1、豊北町阿川(二)2、豊北町阿川(三)3、豊北町阿川(四)4、豊北町阿川(五)5、豊北町阿川(六)6、豊北町阿川(七)7、豊北町阿川(八)8、豊北町阿川(九)9、豊北町阿川(一〇)10、豊北町阿川(一一)11、豊北町阿川(一二)12、豊北町阿川(一三)13、豊北町阿川(一四)14、豊北町阿川(一五)15、豊北町阿川(一六)16、豊北町阿川(一七)17、豊北町阿川(一八)18、豊北町阿川(一九)19、豊北町阿川(二〇)20、豊北町阿川(二一)21、豊北町阿川(二二)22、豊北町阿川(二三)23、豊北町阿川(二四)24、豊北町阿川(二五)25、豊北町阿川(二六)26、豊北町阿川(二七)27、豊北町阿川(二八)28、豊北町阿川(二九)29、豊北町阿川(三〇)30、豊北町阿川(三一)31、豊北町阿川(三二)32、豊北町阿川(三三)33、豊北町阿川(三四)34、豊北町阿川(三五)35、豊北町阿川(三六)36、豊北町阿川(三七)37、豊北町阿川(三八)38、豊北町阿川(三九)39、豊北町阿川(四〇)40、豊北町阿川(四一)41、豊北町阿川(四二)42、豊北町阿川(四三)43、豊北町阿川(四四)44、豊北町阿川(四五)45、豊北町阿川(四六)46、豊北町阿川(四七)47、豊北町阿川(四八)48、豊北町阿川(四九)49、豊北町阿川(五〇)50、豊北町阿川(五一)51、豊北町阿川(五二)52、豊北町阿川(五三)53、豊北町阿川(五四)54、豊北町阿川(五五)55、豊北町阿川(五六)56、豊北町阿川(五七)57、豊北町阿川(五八)58、豊北町阿川(五九)59、豊北町阿川(六〇)60、豊北町阿川(六一)61、豊北町阿

- 川(一)62、豊北町阿川(一)63、豊北町阿川(一)64、豊北町阿川(一)65、豊北町阿川(一)66、豊北町阿川(一)67、豊北町阿川(一)68、豊北町阿川(一)69、豊北町阿川(一)70、豊北町阿川(一)71、豊北町阿川(一)72、豊北町阿川(一)73、豊北町阿川(一)74、豊北町阿川(一)75、豊北町阿川(一)76、豊北町阿川(一)77、豊北町阿川(一)78、豊北町阿川(一)79、豊北町阿川(一)80、豊北町阿川(一)81、豊北町阿川(一)82、豊北町阿川(一)83、豊北町阿川(一)84、豊北町阿川(一)85、豊北町阿川(一)86、豊北町阿川(一)87、豊北町阿川(一)88、豊北町阿川(一)89、豊北町阿川(一)90、豊北町阿川(一)91、豊北町阿川(一)92、豊北町阿川(一)93、豊北町阿川(一)94、豊北町阿川(一)95、豊北町阿川(一)96、豊北町阿川(一)97、豊北町阿川(一)98、豊北町阿川(一)99、豊北町阿川(一)100、豊北町阿川(一)101、豊北町阿川(一)102、豊北町阿川(一)103、豊北町阿川(一)104、豊北町阿川(一)105、豊北町阿川(一)106、豊北町阿川(一)107、豊北町阿川(一)108、豊北町阿川(一)109、豊北町阿川(一)110、豊北町阿川(一)111、豊北町阿川(一)112、豊北町阿川(一)113、豊北町阿川(一)114、豊北町阿川(一)115、豊北町阿川(一)116、豊北町阿川(一)117、豊北町阿川(一)118、豊北町阿川(一)119、豊北町阿川(一)120、豊北町阿川(一)121、豊北町阿川(一)122、豊北町阿川(一)123、豊北町阿川(一)124、豊北町阿川(一)125、豊北町阿川(一)126、豊北町阿川(一)127、豊北町阿川(一)128、豊北町阿川(一)129、豊北町阿川(一)130、豊北町阿川(一)131、豊北町阿川(一)132、

三 定款に記載された目的

障害者及び高齢者のために教育、福祉、医療の連携を促進し、支援を必要とする人に対する理解を社会に啓発し、障害者及び高齢者の社会参加を支援するとともに社会福祉行政の充実を促し、誰もが住みよい魅力あるまちづくりに寄与すること。

(二八二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十七年五月十五日山口県公告(一五三)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十七年十月二日から同年十一月二日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年十月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローデイ綾羅木店

所在地 下関市古屋町一丁目一七六一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローデイ海峽ゆめタワー前店

所在地 下関市豊前田町三丁目二〇番二号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二八三) 周南都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、周南都市計画道路を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る周南都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十七年十月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画道路三・二・三百一中央通線

二 都市計画を変更する土地の区域

周南市青山町及び松保町

三 変更の内容

区域の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

平成二十七年十月二日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び周南市都市整備部都市計画課